

履修ガイドライン

【履修ガイドライン：博士前期課程】

- ① 履修登録に当たっては、指導教員と相談の上、登録をしてください。

履修登録には指導教員の承認印が必要です。

※1 「指導教員」に研究指導教員と研究指導補助教員がいる場合は両者の承認印を要する。

- ② 修士の学位を得るために、以下の科目分類から 30 単位以上を修得してください。

科 目	単位数	望ましい修得単位数	備 考
特別演習 I ~IV	各 1 単位	4 单位（注 1）	各研究室でのゼミ、輪読、勉強会などです
特別輪講 I ~IV	各 1 単位	4 单位（注 1）	
特別実験 I ・ II	各 4 单位	8 单位（注 1）	修士論文研究活動です
特 論	各 2 单位	14 单位以上（注 2）	いわゆる講義科目です

（注 1）学則上では必修・選択の区別はありませんが、修士論文研究活動では実験を行い、ゼミや輪講に参加することが一般的です。したがって特別演習・特別輪講・特別実験は事実上の必修科目と解釈してください。

（注 2）前述のように、特別演習・特別輪講・特別実験を事実上の必修科目と解釈すると、その合計 16 単位を総計 30 単位から差し引いた残りの 14 単位（7 科目）以上を特論（講義科目）から履修することになります。

（注 3）指導教員の許可を得て他専攻の授業科目を履修することができます。他専攻の授業科目は 10 単位を超えない範囲で博士前期課程の修了に必要な単位数として含むことができます。

（注 4）将来、本学大学院の博士後期課程へ進学を考えている学生は以下の点に十分留意して、指導教員・教務委員とよく相談して履修計画を立てて下さい。
本学大学院の工学研究科博士後期課程では、平成 26 年度入学者から講義科目（特論）の履修（2 科目 4 単位以上）が必要になりました。博士後期課程では博士前期課程とほぼ同じ講義科目が開講されますが、博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することができません。博士前期課程で多数の講義単位を修得した場合、博士後期課程進学時に修得できる科目が大きく制限される可能性があります。

一般に、大学院での講義科目（特論）は隔年で同じ科目が開講されています。すなわち年度を間違えると履修できない科目もありますので、今年度開講されている科目をよく確認して受講してください。

- ③ 特別演習・特別輪講・特別実験の番号付けは以下の表にしたがって付けてください。

特別演習・特別輪講・特別実験の履修時期

4 月 入 学 生	M 1		M 2	
	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月
特別演習	I	II	III	IV
特別輪講	I	II	III	IV
特別実験		I		II

※ 履修登録上のコマ数

特別演習 半期 各 1 コマ

特別輪講 半期 各 1 コマ

特別実験 通年で 6 コマ （前後期の配分は任意）

10月入学生	M1		M2	
	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
特別演習	II	III	IV	I
特別輪講	II	III	IV	I
特別実験		I		II

特別実験Ⅰ・Ⅱは修士論文の指導教員（研究指導教員）を担当者としますが、特別演習・特別輪講は（修士論文指導教員の許可があれば）他の大学院教員（研究指導補助教員を含む。）から受講することもできます。すなわち他の研究室のゼミに参加する形でも登録できます。

指導教員とよく相談の上、日常の研究活動に支障のないように履修計画を立ててください。

「特別実験Ⅰ・Ⅱ」は研究指導教員が単位認定（成績評価）を行う。

指導方法に応じては、研究指導教員と研究指導補助教員の連名による単位認定も可とする。

履修登録時期

前期に、後期履修分を含めて履修登録しますが、後期に追加、訂正が可能です。

なお、10月入学生の前期、後期の期間は、それぞれ4月入学生的後期、前期の期間に相当します。

修了

修士の学位を得るためにには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 本学大学院に2年以上（4年以内）在学したこと。
ただし、優れた業績を上げたと研究科で認めたときは、1年以上の在学とする。
- ② 修了までに必要な学費及びその他の費用全額を納入したこと。
- ③ 修士論文の審査及び最終試験の合格のほか、以下の科目から30単位以上を修得すること。

修了時必要単位数モデル

	修了	
	科目数	単位数
特論	7科目	14単位
特別演習	4科目	4単位
特別輪講	4科目	4単位
特別実験	2科目	8単位
合計	17科目	30単位

【履修ガイドライン：博士後期課程】

- ① 履修登録に当たっては、指導教員と相談の上、登録をしてください。

履修登録には指導教員の承認印が必要です。

※1「指導教員」に研究指導教員と研究指導補助教員がいる場合は両者の承認印を要する。

- ② 博士の学位を得るために、以下の科目分類から 12 単位以上を修得してください。

科 目	単位数	望ましい修得単位数	備 考
特別研究	4 単位	4 単位（注 1）	各研究室でのゼミ、輪講を含む
特別講究	4 単位	4 単位（注 1）	研究活動です
特 論	各 2 単位	4 単位以上（注 2）	いわゆる講義科目です

(注 1) 学則上では必修・選択の区別はありませんが、博士論文研究活動では実験を行い、ゼミや輪講に参加することが一般的です。したがって特別研究・特別講究は事実上の必修科目と解釈してください。

特別研究は博士後期課程 3 年次の通年科目です。

ただし、学則第 27 条の 2 に該当する者は、この限りではない。

特別講究は博士後期課程 1 年次の通年科目です。

(注 2) 前述のように、特別研究・特別講究を事実上の必修科目と解釈すると、その合計 8 単位を総計 12 単位から差し引いた残りの 4 単位（2 科目）以上を特論（講義科目）から履修することになります。

(注 3) 指導教員の許可を得て、下記に掲げる(a)～(c)の講義科目を履修し、それぞれのカテゴリで 2 単位まで博士の修了に必要な単位数として含むことができます。

(a) 他専攻の講義科目

(b) 国内の他大学大学院の講義科目

(c) 海外の他大学大学院の講義科目

また、以下の科目も博士後期課程の修了要件単位に 2 単位まで含むことができます。

(d) 修士号取得後から本学大学院の博士後期課程に入学するまでに取得した単位（国内外は問いません。科目等履修生として取得した単位も含みます。）以上(a)～(d)の総計で 4 単位を超えない範囲で、博士後期課程の修了に必要な単位として認定することができます。

ただし、(a)～(d)のいずれのケースも、単位認定の可否は研究科教授会の判断となりますので、履修ないし認定申請の前に教務委員とよく相談してください。特に(b), (c)のケースは該当する他大学の大学院との協定が前提となります。

(注 4) 出身大学院を問わず、修士取得の際に認定された単位は博士後期課程の修了要件単位に含むことができません。

特に本学大学院の博士前期課程出身者は、前期課程で修得した講義を重複して履修することができませんので注意してください。

一般に、大学院での講義科目（特論）は隔年で同じ科目が開講されています。すなわち年度を間違えると履修できない科目もありますので、今年度開講されている科目をよく確認して受講してください。

③ 特別研究の履修時期

4月入学生 3年次の4月～翌年の3月

10月入学生 3年次の10月～翌年の9月

④ 特別講究の履修時期

4月入学生 入学年度の4月～翌年の3月

10月入学生 入学年度の10月～翌年の9月

特別研究は博士論文の指導教員（研究指導教員）を担当者としますが、特別講究は（博士論文指導教員の許可があれば）他の大学院教員（研究指導補助教員）から受講することもできます。すなわち他の研究室のゼミに参加する形でも登録できます。

指導教員とよく相談の上、日常の研究活動に支障のないように履修計画を立ててください。

「特別研究」、「特別講究」は研究指導教員が単位認定（成績評価）を行う。

指導方法に応じては、研究指導教員と研究指導補助教員の連名による単位認定も可とする。

※ 履修登録上のコマ数 特別研究 通年で6コマ（前後期の配分は任意）

特別講究 通年で6コマ（前後期の配分は任意）

履修登録時期

前期に、後期履修分を含めて履修登録しますが、後期に追加、訂正が可能です。

なお、10月入学生の前期、後期の期間は、それぞれ4月入学生の後期、前期の期間に相当します。

修了（課程博士）

博士の学位を得るために、学則第27条の2に定める要件を満たすことが必要です。

※ 論文博士の学位取得に関しては、学則第28条第3項、学位規程第2条第3項を参照して下さい。

① 原則として博士後期課程に3年以上在学すること。

ただし、優れた業績を上げたと研究科で認めたときは、1年以上の在学でよい場合があります。

② 博士論文の審査及び最終試験の合格[※]のほか、12単位以上を修得すること。

※ 各専攻の定めるディプロマ・ポリシーと、課程博士学位審査基準を参照して下さい。

③ 修了までに必要な学費及びその他の費用全額を納入すること。

修了時必要単位数モデル

	修了		備考
	科目数	単位数	
特論	2科目	4単位	
特別研究	1科目	4単位	3年次開講の科目
特別講究	1科目	4単位	1年次開講の科目
合計	4科目	12単位	